



暦の上では秋分も過ぎましたが、最高気温が30度を超える猛暑日が続いております。又、台風も多く発生しており、台風10号は大雨を降らせ各地に爪痕を残しました。横浜地区は幸いにも大きな被害は出ませんでした。報道等で大きく台風情報が流れ、交通機関にも乱れが出て、大変混乱しました。台風情報が流れますと夜の繁華街などは人流が極端に少なくなりタクシー業界には大きな痛手となります。今後も台風情報や大雨洪水警報等が出ますと人流が極端に少なくなりますので、テレビ等の情報は把握しておいて下さい。9月21日(土)から22日(日)にかけて石川県能登地方に線状降水帯が発生し記録的な豪雨となり、今年初の初めに大きな地震に見舞われ、地盤が緩んでいる所に豪雨が降り注ぎ多くの崖崩れや河川の氾濫、道路の寸断や断水が起きインフラへの被害が広がっています。復興の最中に大打撃に見舞われ、人的被害もあり、心よりお見舞い申し上げます。

さて、インボイス制度導入から早いもので令和6年10月1日(火)で一年となります。昨年は、10月・11月・12月の3ヵ月分の消費税を納付すれば良かったのですが、来年4月には、令和6年度の1年(12ヵ月)分の消費税を一括納付となります(小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置として「税率の2割特例」が設けられ令和8年までの申請に適用されます)。今から納付する金額の準備をしておいて下さい。計算式の例を一般報告に記載しておりますので参考にしてください。

業界では、ライドシェアについて自民党総裁選に出馬している小泉進次郎議員が、タクシー・交通事業者以外の主体がライドシェア事業に参入できる「ライドシェア完全解禁」を公約に掲げています。全個連としては、断固として反対していきますが、法人タクシー業界との連携を強固にする必要があると示されました。又、全国ハイヤー・タクシー連合会(川鍋一郎会長)は、ライドシェア反対の立場を明確にしている、高市早苗経済安全保障担当相の支援を決めています。全国個人タクシー協会は、「個人タクシーを応援する議員連盟」平沢勝栄議員・城内実議員・赤池まさあき議員からも米国型のライドシェア解禁を阻止すべき議論を展開して頂いています。日本版ライドシェアは東京特別区・武三地区の運行回数が、8月18日迄に、10万件を超えたそうです。このままでは、神奈川県にも波及する恐れがあり、県協会・県連を通して大反対をしております。

来月10月26日(土)は、支部会が開催されますので皆様の御出席をお願いいたします。又、毎年恒例の合同支部会が、11月27日(水)に磯子公会堂で開催いたします。合同支部会では、磯子警察の安全対策の講習や横浜中税務署の税務講習がありますので、多くの御出席をお願い致します。

神奈川県個人タクシー協同組合 理事長 安部 廣行

一般報告

1. 組合員事業廃止について

(中)間宮 安明 69歳 令和6年8月31日 一般廃業
(東)安田 和也 68歳 令和6年8月29日 譲渡廃業

長い間、神奈川個人タクシー協同組合をご支援頂き有難うございました。更に、譲渡に御協力頂き心よりお礼申し上げます末永くお元気で過ごして下さい。

2. 譲渡譲受認可について

令和6年8月29日(木)付認可

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	住所・勤務(出身)会社
(東)安田 和也	68	きたがわよしのぶ 北川 良信	55	戸塚区汲沢町 1154 ぐみさわ東ハイツ 5-512 三和交通(株)本社横浜営業所

3. 令和6年度 法令 講習会の日時について

令和6年9月9日(月)・10日(火)・17日(火)・24日(火)・30日(月)・10月7日(月)・15日(火)・21日(月)・28日(月)・11月5日(火)13時～17時に講習会が開かれます。講習生が20人以上が来る予定です。組合駐車場が混雑しますので、出来る限りこの日時を避けて組合に来て頂きますと助かります。

4. 令和5年10月より、始まりましたインボイス制度について

令和5年度の申告から令和8年度分、計4回の申告迄、消費税が経過処置として2割特例となります。2割特例の計算方法です。ご参考にして下さい。
令和6年度の消費税は、令和7年4月に消費税を納める事となります。消費税は、一括支払いになりますので、纏まったお金を用意しておいて下さい。

※例 売上 令和6年分 12ヶ月 ÷ 11 × 0.2 = 消費税

600万 ÷ 11 × 0.2 = 109,090.9 (100円未満切り捨て) = 109,000円の消費税

5. 葉山町高齢者おでかけタクシー券について

令和6年9月1日から令和7年3月31日迄

※これは福祉券ではないので、障害者割引はしないで下さい。

6. 令和6年度中間決算会計監査日程

宮本芳行・高城泰之、両監事には、10月13日(日)・14日(月)・15日(火)の日程で会計監査を行います。

7. 組合員の表彰について

※ 神奈川運輸支局長表彰受賞

(西)藤田 美江 組合員が令和6年9月10日付で受賞されました。(無事故無違反 16年)

※ 神奈川県警察本部長優良運転者顕彰受賞

(西)藤田 美江 組合員が受賞されます。(無事故無違反 16年)

※関東運輸局 「自動車運送事業運転者表彰」

日時 令和6年10月17日(木) 午後2時より
開場 神奈川県立青少年センター(西区紅葉ヶ丘9-1)
受賞者 (北)秋元 勇生

8. 10月及び11月支部会の日程について

① 10月度支部会の開催及び日程について

	26日(土)	
12:30	北	南
14:00	中	東
15:30	西	

② 11月 合同支部会開催及び日程・場所について

開催日 令和6年11月27日(水)13時より開催 (受付 12時より)
場所 磯子公会堂(磯子区役所内)
(無事故コンクール上位3位まで表彰予定)

9. 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくりの協力について

神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会 会長 黒岩 祐治
太陽光発電施設における送電ケーブル等の盗難被害に関する注意喚起活動への協力について依頼がありました。

全国的に太陽光発電施設の送電ケーブル等を切断して持ち去る手口の窃盗事件が多発している状況を受け、本年4月には、同種窃盗事件について、広報啓発活動など被害防止に向けた対策への御協力を依頼したところです。しかしながら、本年7月末現在の被害件数は73件、前年同期比で約560%増加と多数の被害が発生しております。

このような中、県警察では、新たに施設管理者等向けの広報啓発資料を作成し、注意喚起活動をしているところであり、当推進協議会に対しても、再度、参加団体を通じた被害防止対策の周知と広報媒体での注意喚起の依頼がありました。

10. 「安全・安心まちづくり旬間」へのご協力について

神奈川県警察本部長

神奈川県警察・神奈川県及び公益社団法人神奈川県防犯協会連合会では、「安全で安心して暮らせる地域社会の実現」を目指し、10月11日(金)～10月20日(日)までの10日間

- 子供と女性の犯罪被害防止
- 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- 自転車、万引きの被害防止
- 住宅、店舗等に対する侵入犯罪の被害防止

期間中は、県民総ぐるみの安全・安心まちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、活動への御支援と御協力を賜ります様宜しくお願い致します。

11. PayPay の QR コードについて

座席の後ろに QR コードを貼っている人は注意して下さい。QR コードに他の QR コードを貼られた詐欺が起こっています。他にも、色々な詐欺がありますので注意して下さい。

12. AED の研修会について

10 月 11 日(金)に AED の研修会を 16 時から 5 階会議室にて行います。当日組合業務は、15 時に窓口を終了致します。ご協力の程、よろしくお願い致します。

13. GO の利用中の組合員様へ

■新機能

令和 6 年 10 月 9 日(水)より、お客様からの通話機能が開始します。お客様から着信が入ると、着信音とメッセージで通知され、応答ボタンを押すとお客様と通話出来ます。拒否又は 30 秒間無応答の場合、お客様に繋がらない旨が表示されます。

■注意点

- ① 乗務員端末が「迎車～実車」時に受信出来ます。
- ② 走行中はお客様との連絡履歴及びメッセージ送信機能はご利用出来ません。

■目的

お客様から乗車位置の連絡や状況に応じた適切なコミュニケーションで、出会う事が出来ない問題の改善を目的としています。乗車時には必ず、配車を依頼されたお客様の確認をお願い致します。

14. カード決済機について

カード決済機を持っているのに、お客様に持っていないと答え、乗せない個人タクシーがいると苦情が入りました。お乗せしないと乗車拒否になりますので注意して下さい。

15. 立小便(迷惑行為及び不適切行為)及び公衆トイレマップについて・・・・・・・・別紙

昨今、横浜市内においてタクシー運転者による立小便(迷惑行為及び不適切行為)への指導が例年に比べ非常に多くなっており、令和 6 年 8 月末日現在、既に 4 件の指導があります。(※令和 4 年度 1 件、令和 5 年度 0 件)この様な行為は、タクシー運転者はもちろんタクシー業界全体のイメージを損なう事となりますので、事業者におかれましては改めて公共交通機関であるタクシー運転者としての自覚を持ち、立小便などの迷惑行為及び不適切行為をしないように徹底して下さい。

16. 東京都の交通規制のお知らせ

東京レガシーハーフマラソン 2024

令和 6 年 10 月 20 日(日)午前 7 時 25 分～11 時 40 分頃迄、東京都内一般路にて交通規制が行われます。外苑西通り・靖国通り・外堀通り・白山通り・中央通り等、コース及びコース直近の道路は、長時間にわたり車両の通行が禁止されます。お気を付け下さい。

17. 横浜マラソン 2024 交通規制のお知らせ

令和 6 年 10 月 27 日(日) 6 時 30 分～15 時 30 分ごろ迄、通行止め等交通規制がありますみなとみらい・山下町・新山下・本牧・根岸・磯子 357 号線・杉田・鳥浜 等交通規制がありますので、通行には十分注意して下さい。

18. 寿モーターズからお知らせ

9月より3ヶ月点検が出来る様になりました。

車検は、整備をし寿モーターズで陸運局に持ち込みになります。

19. 個人タクシー事業者手帳の販売について

東京交通新聞社より「2025年度個人タクシー事業者手帳」が販売されます。購入希望の方は、2Fカウンターの申込用紙に名前を記入して下さい。10月31日(木)締切です。手帳は、12月上旬に入荷予定となります。

20. 障害割引(手帳の提示及び受給者証の掲示)について

- ① 身体障害者手帳 ② 知的障害者の療育手帳・精神障害者保険福祉手帳・①②写真あり
 - ③ 特定疾患医療受給者証及び登録者証 写真なし
 - ④ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療受給者証 写真なし
 - ⑤ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 写真なし
 - ⑥ 知的障害者手帳 写真あり
 - ⑦ デジタル障害者手帳ミライロ ID スマホアプリ 写真あり
- ※ 全て障害者割引の対象になっています。なかには、写真が無い手帳もありますので、注意して下さい。利用者が手帳を提示し、本人確認が出来たにも拘らず割引を適用しなかった場合は、道路運送法違反に該当します。

21. 日産神奈川販売(株)点検整備料金の価格改定のお知らせ

令和6年10月受付分より価格改定を実施させていただきます。タクシーの車検・定期点検・オイル交換に関する弊社通常料金から一律10%割引となります。

22. メール機能利用による一斉同報発信の実施報告

緊急連絡又は組合情報 メール機能を利用した一斉同報発信により実施しています。携帯電話のメール機能を各携帯電話会社と契約済みの携帯電話をお持ちの方は、下記の専用メールアドレスに**氏名**を入力の上送信すると登録されます。国土交通省からの要請もあり、当組合の登録率90%以上を目標といたします。よろしくご協力をお願いいたします。

kkk@kanagawakojintaxi.jp

なお、下図の送信メールアドレスのQRコードもご利用下さい。

※ QRコードはカメラ機能のある携帯電話で読み取りが出来ます。

※ 携帯電話のメール機能は各携帯電話会社との契約が必要となります。



共済事業部報告

1. 9 月度事故報告

	加 害	被 害	自過失	双 方	当 逃	合 計	人 身
()内の数字は人身 本年当月発生件数	(1) 1	3	2	0	0	6	1
()内の数字は人身 前年同月発生件数	(1) 4	2	2	2	0	10	2
前年度と比較	-3	+1	±0	-2	±0	-4	-1

2. 令和 6 年 8 月中発生 of 事故の傾向と対策について

自過失事故 3 件 加害事故 2 件 飛石 2 件 被害事故 1 件でした。免責共済申請が 7 月 8 月で 6 件ありましたが、共済金申請されたうち事故報告が無かったケースが 7 月と 8 月で 4 件ありました。(修理後の報告も 2 件)共済金申請をされる場合は、事故報告を必ず速やかに入れて下さい。

3. 令和 6 年度 組合主催 支部対抗交通安全コンクールを実施中です。

期 間 令和 6 年 9 月 1 日(日)～令和 6 年 10 月 31 日(木)

今年も各支部の交通安全コンクールの好成績をご期待申し上げます。尚、東京海上日動火災保険(株)が今年も協賛して頂いています。

4. 令和 6 年 10 月度 L P G 販売価格について

掛売 118.8 円(108 円+消費税 10.8 円) 前月より 3 円値下げ

5. 自動車保険継続のお手続きについて

自動車保険更新日の 1 か月前までの契約にご協力をお願い致します。(組合の手数料収入の維持につながります。)

電話で契約更新の確認をさせて頂き、保険料のお支払については現金一括(保険更新日までにお支払い下さい)又は組合の親睦会制度を利用しての立替払い(10 回分割・一括より選べます)となります。宜しく願い申し上げます。

6. 自賠責保険の加入について

営業車の自賠責保険につきまして、是非組合で加入して下さいよう ご協力をお願い致します(解約・車両譲渡時なども組合でお手続きが可能です)。継続車検時の保険料は 32,960 円(現金のみ取扱)となります。車検証・現在の自賠責証明書を確認致しますので必ず持参して頂き、車検日迄にご加入下さい。

尚、窓口にいच्छる事が難しい場合は 保険係にお電話頂ければご相談に応じます。宜しく願い致します。

7. 自家用バイク等自賠責保険のステッカー(標章)交付について

自家用バイク等の自賠責保険を組合で加入していただく場合、ステッカー(標章)の当日交付が出来ません。後日郵送となり、1 週間程度お時間を頂きます。余裕を持ってご加入

下さい。宜しくお願いします。

外部報告

1. 関東運輸局

支局長表彰式
日 時 令和6年 9月10日(火) 14:00 ~
場 所 新横浜 トラック会館

2. 神奈川県個人タクシー協会・連合

正副会長会議
日 時 令和6年 9月19日(木) 14:00 ~
場 所 神奈川県個人タクシー協会

3. 磯子安全協会

洋光台チラシ配布
日 時 令和6年 9月20日(金) 15:00 ~
場 所 洋光台駅前広場

4. (一社)関東自動車無線協会

第1回通信技術委員会
日 時 令和6年10月 3日(木) 12:00 ~
場 所 自動車会館(東京都千代田区九段南) 神田常務

5. 神奈川県個人タクシー協会・連合

会計監査
日 時 令和6年10月16日(水) 13:30 ~
場 所 神奈川県個人タクシー協会

6. 神奈川県個人タクシー協会・連合

正副会長会議
日 時 令和6年10月18日(木) 14:00 ~
場 所 神奈川県個人タクシー協会

7. 神奈川県個人タクシー協会・連合

中間理事会
日 時 令和6年10月22日(火) 13:30 ~
場 所 横浜個人協同組合 会議室

無線営業部報告

1. 8 月度配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	2,872 件	1,654 件	1,218 件	57,6%
昨年度	3,695 件	2,189 件	1,506 件	59,2%
増減数	-823 件	-535 件	-288 件	
対比	-22.27%	-24.44%	-19.12%	

2. 各組合員の皆様へ重要なお知らせ

- ① 現在オペレーターのアルバイトを募集中ではありますが、集まらない状況です。従ってやむを得ない場合は無線委員にオペレーター業務を代行して頂く事となりました。組合員様に置きましては今まで以上にご理解とご協力をお願い致します。
- ② お得意様各位により、短距離の予約が出来ないとお問い合わせが相次いでいます。従って、短距離の予約 3 本に対して長距離の予約 1 本を優先的に配車する事といたします。
- ③ ワゴン車指定の配車依頼が増えています。ワゴン車の組合員様におかれましては、ご協力をお願い致します。

3. チケット係からの連絡について

お客様より、領収書の再発行依頼が多数寄せられています。お客様には領収書を差し上げて下さいますよう宜しくお願い致します。

4. 無線室からの注意事項について

- ① 稼働中の服装について、ワイシャツ・ネクタイで稼働して下さい。今後、ノーネクタイでの稼働が発覚した場合は無線適正化委員会により処罰の対象となりますのでお気を付け下さい。
- ② 無線配車を受けた移動局は、必ず応答ボタン(青ボタン)を 2 度押して下さい。無線室のモニターで移動局がデータを確認されたことが分かりますので宜しくお願い致します。また無線番号の表示がされていない移動局・開局されていない移動局は配車いたしませんので注意して下さい。
- ③ 無線室への入室は禁止となっています。御用の場合は役員室にお声掛けをお願い致します。又、オペレーターへの直接のクレームはお止め下さい。無線配車についてのクレーム等は直接、無線常務の神田までお願い致します。
- ④ 金沢区を無線呼びで指す場合は「きんざわ」と呼称しています。周知の程、宜しくお願い致します。

5. 組合員の皆様へお願い

- ① お客様の対応については、丁寧な接客と言葉遣いをお願いします。近距離のお客様ほど苦情につながり、クレームが多数寄せられています。
- ② 近距離の無線配車にご協力をお願いします。後々長距離の仕事につながる可能性が多々あります。お客様が他協組に流出してしまいます。

6. お客様から苦情・ご要望カード

乗車の際、お荷物があればトランクサービスを、乗降が大変なお客様には、お手伝いしまかとお声掛けし、優しい接客をお願い致します。また、急発進・急ハンドルなど車内事故に繋がる恐れがありますので、安全運転を心掛けて下さい。

7. 利用者から最近寄せられた事例の一部を紹介致します

■事例 1

大きな荷物（ギターケース）をもっており、トランクに入れようとしたが入らなかったの、乗車席に入れようとしたら拒否された。いままで同じ荷物を持って何度かタクシーに乗っているが、乗車席に荷物を入れることを拒否されたことはない。今回と同じ大きさの車でも同様。現に後から来たタクシーには何の問題もなく乗車できている。従って不当な乗車拒否であることは明らかである。

■事例 2

GOで自宅へ呼んだが、ドアが開いたときからメーターが動いていた。乗車し着席してからボタンをいれるのではないですか？料金を吊り上げようとしていると思われ非常に不快です。

◆事例 1 について

運転者は以前大きな荷物を車内に入れ窓に傷がついた事と、荷物が地面に置いてあったのでシートが汚れる事を懸念して断ってしまったとのことでした。座席に入る荷物を試そうともせずに拒否する事は、運送の引受けの拒絶です。積む努力をして、入るのであればお乗せし、汚れるのであればビニール等を敷く事などして極力乗せていく事を前提に丁寧な対応をして下さい。

◆事例 2 について

最近、メーターを入れるタイミングについての苦情が多く寄せられております。中には、トラブルとなり「運送の継続の拒絶又は中断」に発展してしまった事例もあります。目的地を聞く又は確認する前にメーターを入れる事はせず、基本は経路確認まで行い発進する時にお客様に分かるように入れるようにして下さい。GOで目的地が入力されていても、入力されている目的地の確認と経路の確認は必ずして下さい。

財政部報告

1. 8月分までの賦課金等未納状況

9月10日（火） 14：00時現在	未納者	54 名	7,424,590 円
-------------------	-----	------	-------------

2. 未納者への督促及び対策について

（6ヶ月） 1名（南1名） （5ヶ月） 2名（東1名, 中1名）

（4ヶ月） 3名（東1名, 南1名, 西1名）

（3ヶ月） 15名（中4名, 北4名, 南6名, 西1名）

3ヶ月以上の滞納者に対し、督促の通知を行っております。

※ 未納計上猶予及び清算確定している金額

廃業者..9名 脱退..1名 合計 ..10名 870,886 円

3. 令和6年8月度 換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.5年8月分換金額	6,964枚	38,588,230円	5,541円
R.6年8月分換金額	6,182枚	36,979,776円	5,981円
増減額	-782枚	-1,608,454円	+440円

4. 令和6年8月度 神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.5年8月分換金額	5,750枚	27,675,330円	4,318円
R.6年8月分換金額	5,033枚	26,083,176円	5,182円
増減額	-713枚	-1,555,854円	+868円

5. 令和6年8月度 カード会社チケット換金実績

8月度	件(枚)数	金額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	1,035枚	8,014,736円	7,744円
クレピコ (4台)	393件	1,438,620円	3,661円
B M T (325台)	12,541件	31,758,862円	2,532円
タイムズペイ(37台)	1,364件	4,158,284円	3,049円
Pay Pay (286台)	973件	1,499,200円	1,541円
GO Pay (116台)	7,573件	10,526,310円	1,390円

6. 令和5年8月度 カード会社チケット換金実績

8月度	件(枚)数	金額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	1,127枚	7,994,640円	7,093円
クレピコ (4台)	412件	1,456,200円	3,534円
B M T (321台)	12,957件	35,946,701円	2,774円
タイムズペイ(43台)	1,298件	3,446,680円	2,655円
Pay Pay (312台)	708件	1,258,514円	1,777円
GO Pay (100台)	3,691件	7,237,340円	1,961円

7. 令和6年8月度神奈川個人発行チケット処理 (参考資料)

神奈川個人 (窓口)	3,067枚	10,092,680円	3,291円
横浜個人	799枚	7,233,240円	9,053円
川崎個人	17枚	153,670円	9,039円
川崎第一個人	2枚	24,250円	12,125円
横須賀個人	3枚	8,800円	2,933円
浜協個人	206枚	1,622,070円	7,874円
県央個人	11枚	173,820円	15,802円
東京個人	102枚	1,592,220円	15,610円
その他	9枚	88,530円	9,837円
合計	4,216枚	20,989,280円	4,978円

8. 親睦会特別報奨金の支払い及び廃業慰労金の徴収について

8月 廃業者

支 部	氏 名	在籍年数		特別褒賞金	廃業慰労金	計
		年	月			
東	安田 和也	7	0	50,000 円	245,778 円	295,778 円
中	間宮 安明	28	5	100,000 円	639,105 円	739,105 円
	合 計			150,000 円	884,883 円	1,034,883 円

※8月分の廃業慰労金の徴収額は 2,153円となり、10月に請求致します。

9. 帳簿係よりお願い

- ① 個人事業税を納付された方、車庫所有者の方で固定資産税の1期分をまだ計上されていない方は、収支明細表の「租税公課」欄に記入してください。また、今年自動車税を納付されて未記入の方も記入して下さい。それぞれ経費になります。
- ② 固定費として「水道費-¥2500/月」「光熱費-¥1600/月」「通信費-¥3000/月」が経費となります。
*通信費は携帯電話を仕事用として使用している方は、運送収入の2%/月が上限です。支払った金額が2%以内の場合は実際の支払金額を計上して下さい。
- ③ 集計表は翌月初め組合事務所稼働の三日目までに提出をお願い致します。
※諸事情により提出が遅くなる方は帳簿係までお知らせください。